

# 給付年金コーナー

## 国民年金に加入するための手続き

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方で、厚生年金保険に加入していない方は、すべて国民年金の第1号被保険者または第3号被保険者となります。

また、国民年金第1号被保険者は毎月17,920円(令和8年度)の保険料を納める必要があります。

### 第1号被保険者の加入の手続き

- 手続き窓口 住所地の市区役所または町村役場
- 必要な持ちもの 基礎年金番号を明らかにすることができる書類、本人確認書類、社会保険資格喪失証明書等
- 提出期限 退職日の翌日から14日以内
- 提出者 ご本人または世帯主

■20歳になったときの手続きは、原則不要です。厚生年金に加入していない方には、日本年金機構から「国民年金加入のお知らせ」が届きます。

■電子申請(マイナポータル)を利用すれば、スマートフォンやパソコンから24時間手続きが可能です。

### 第3号被保険者(配偶者の被扶養者となる方)の手続き

- 加入要件 ……①日本国内に住んでいること  
②20歳以上60歳未満であること  
③厚生年金保険に加入する配偶者の扶養で、年収が130万円未満であること
- 手続き ……第3号被保険者は、配偶者の勤務している事業所で手続きしてください。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

○日本年金機構ホームページ(ねんきんネット)

[https://www.nenkin.go.jp/n\\_net/](https://www.nenkin.go.jp/n_net/)



問合せ 秩父年金事務所 ☎27・6560

## 5月は自動車税の納期です。スマホ決済アプリ等がご利用いただけます!

自動車税の納期限は6月1日(月)です。

納税通知書は、5月上旬にお手元に届く予定です。

納税通知書等に記載された地方税統一QRコード(eL-QR)によりスマートフォン決済アプリ(りそなグループアプリ・auPAY・d払い・PayPay・楽天ペイ・PayB・ファミペイ・楽天銀行アプリなど)での納付が可能です。

なお、地方税お支払サイトから、クレジットカードやインターネットバンキングなどの方法での納付も可能です。

また、自動車税事務所の4支所(大宮、熊谷、所沢、春日部)では、窓口での納付はできません。

さらに、埼玉県では、自動車税を納期限までに納税して領収書・決済完了画面を協賛店で提示すると割引などのサービスが受けられる、自動車税「納めてプラス!」キャンペーンを実施しています。

詳しくは埼玉県ホームページをご確認ください。

※自動車税全般に関すること、住所変更・納付書紛失などの連絡、納税状況の確認などについては、自動車税コールセンターにお問い合わせください。

※障害者の方のための減免申請については、窓口での受付に加えて、郵送及び電子申請でも受け付けています。

問合せ 自動車税コールセンター ☎0570・012・229

## 介護保険料の納め忘れはありませんか

介護保険は支え合いの制度です。介護保険料の納め忘れがないか、もう一度確認をお願いします。

災害等の特別な事情がなく滞納すると、滞納期間に応じて保険給付の制限を受ける場合があります。納付が困難な場合はそのままにせず、担当までご相談ください。

介護サービスが必要となった時に安心してサービスが利用できるよう、介護保険料の納付に、ご協力をお願いします。

問合せ 福祉介護課 介護包括ケア担当 ☎66・3111 内線143

## 5月の納期

●固定資産税(第1期分)

納期限は6月1日(月)です。口座振替の場合は5月26日(火)が振替日になりますので、ご利用の方は残高をご確認ください。

●軽自動車税(全期)

問合せ 役場 ☎66・3111 固定資産税 税務会計課 課税担当 内線113  
軽自動車税 税務会計課 課税担当 内線112